

北九州市立自然史・歴史博物館自然史友の会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、北九州市立自然史・歴史博物館自然史友の会（通称、いのちのたび博物館自然史友の会）と称し、事務局を北九州市立自然史・歴史博物館に置く。

(目的)

第2条 本会は、博物館とともに楽しく自然を研究し、正しく自然を理解し、自然史学の知識の普及発展に寄与し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の自然史に関する研究活動。なお、研究部会を置く。
- (2) 「わたしたちの自然史」その他の印刷物の刊行。
- (3) 博物館の教育普及活動及び資料収集活動への協力。
- (4) その他野外観察会など、本会の目的達成に必要な事業。

(会員)

第4条 本会の趣旨に賛同する個人及び団体は会員となることができる。会員の種類は次のとおりとする。

正会員 個人及び団体（但し、家族の会員、小学生・中学生・高校生の会員を含む）。

名誉会員 評議員会が推薦するもの。

賛助会員 本会を特に援助する個人及び団体。

(会費)

第5条 本会の会費は次のように定める。

正会員 会費年額3,000円。但し、小学生・中学生・高校生の会員は1,000円。家族の会員は同一世帯で4,000円。

賛助会員 会費年額10,000円以上を納めたものとする。

本会の会員が会費を一年間滞納したときは、退会したものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

会長 1名 本会を代表する会長は、評議員会で候補者を協議の上、総会において選出する。

副会長 2名 会長を補佐する副会長は、評議員会で候補者を協議の上、総会において選出する。

幹事長 1名 評議員会において会員の中から選出し、総会の承認をうる。会長の指示の下に会務を統括する。

幹事 評議員会において会員の中から選出する。本会の庶務・会計、事業、出版の三部門を
分担執行する。

評議員 会員の中から総会において選出する。

会計監査 2名 会員の中から総会において選出する。

(顧問)

第7条 本会には顧問若干名を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

(会合)

第8条 本会は次の会合を開く。

総会 会長が年1回招集し、事業計画、事業報告、会計報告、役員選出等を協議し、出席者
の過半数によって決定する。但し、必要がある場合、臨時に招集することができる。

幹事会 幹事長が必要の都度これを招集し、会務を協議し執行する。

評議員会 会長が必要の都度これを招集し、会務を協議する。

(会員の特典)

第9条 会員には次の特典がある。

- (1) 友の会の諸事業への参加。
- (2) 会誌その他の印刷物の配布を受ける。
- (3) 自然史・歴史博物館施設の利用上の便宜など。

(会計)

第10条 本会の運営は、会費、寄付金などの収入をもってあてる。

- (1) 会計年度は、4月に始まり翌年3月に終わる。

(規約の改廃)

第11条 本規約は、総会において出席者の過半数によって改廃することができる。

(付則)

この規約は昭和54年1月7日から施行する。

改正 昭和56年1月11日 第1条・第9条一部改訂

改正 平成3年8月4日 第4条・付則第1条一部改訂

改正 平成13年4月22日 全面改訂

改正 平成15年4月27日 第1条・第9条一部改訂

改正 平成26年4月29日 第5条一部改訂

改正 平成27年4月29日 第3条・第5条一部改訂